

令和6・7年度 川西市学校給食用物資納入事業者登録の手引き



1. 川西市の学校給食の概要

(1) 学校給食の意義と目的・目標

学校給食法では、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、各教科や特別活動等において生きた教材としての教育的効果を引き出しながら、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることが目的とされています。

また、給食を提供するにあたっては、おいしい給食であることはもちろんのこと、食品事故を起こさないための安全管理が極めて重要です。

(2) 川西市の学校給食の調理方式

川西市の学校給食は、自校調理方式、共同調理場方式の2通りです。

ア 自校調理方式 各学校に設置した給食室で調理を行う。喫食数は17校合計で約8,500食/日。

イ 共同調理場方式 複数の学校の給食を同一調理場でまとめて調理し、各中学校に搬送する。喫食数は約4,100食/日。

2. 川西市学校給食用物資納入事業者登録制度

(1) 学校給食費の公会計及び学校給食用物資の納入登録制度について

本市では、学校給食費について、市の歳入・歳出予算として管理する仕組みを採用しております（公会計）。

川西市の学校給食物資の調達に際して、市が事業者を選定し、良質な給食物資を安定的に供給されるようにするため、「川西市学校給食用物資納入事業者登録制度」を設けております。

(2) この手引きの対象となる契約

契約の対象となるのは、学校給食に関する給食物資の納入です。登録にあたり納入区分は次より選択していただきます。

ア「自校調理方式校（小学校・川西養護学校）のみ」

イ「自校調理方式校（小学校・川西養護学校）と共同調理場（中学校給食センター）の両方」

(3) 対象となる給食物資の基準及び発注

各給食用物資規格の基準については、別冊の「川西市学校給食物資納入基準」をご参照ください（自校調理方式と共同調理場方式で物資や基準が異なる場合があり、その際は購入予定表等で都度提示します）。

なお、学校給食用物資の発注は、小学校及び川西養護学校分を給食課、中学校給食分

は川西市中学校給食センターが行います。区分②③について、購入予定表の配布は見積り合せ毎にしていますが、今後の状況を見て変更することがあります。その場合は随時連絡します。

- ① 生鮮野菜等…生鮮野菜、生鮮果物
- ② 精肉類…牛肉、豚肉、鶏肉
- ③ 一般物資…肉類（一部）、魚介類、調味料、加工食品等

区分	契約書発行期間	価格決定時期	主な各物資納品日
①	1か月毎	価格決定は1回/月	原則、当日朝
②	2～3か月毎	価格決定は2～3か月毎	原則、当日朝
③	通年又は2～3ヶ月毎 (物資による)	価格決定は通年又は2～3ヶ月毎	前日又は前々日（発注書に従う）

※市の「一般競争入札等参加資格審査申請（指名願）」の手続きを必ず完了しておいでください。（令和4・6年度の追加受付は、令和5年10月2日～10月31日です。）詳しくは、契約検査課へご確認ください。

3. 登録制度の概要（川西市学校給食用物資納入業者選定基準）

(1) 登録基準

登録のためには、以下の基準を満たしている必要があります。

1) 立地基準

- ① 川西市内又は配達可能な地域に営業所又は製造加工施設があること。

2) 経営基準

- ① 自己資本で経営され、学校給食との取引に適した営業が常時行われていること。
- ② 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話、FAX等の通信設備を有していること。
- ③ 仲介業でないこと。

3) 信用基準

- ① 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- ② 納税義務が履行されていること。
- ③ 経営状況が良好で、学校給食法並びに関係諸法を理解し、法令を遵守して公正な業務が行われ、学校給食に協力的であること。
- ④ 食品に関する法令及び諸規定が遵守されていること。

4) 衛生基準

- ① 従業員の健康管理が十分行われていること。
- ② 従業員の検便を定期的実施していること。
(「営業許可」「営業届出」を要する業種は月1回以上、許可届出不要業種は学期に1回以上。)
- ③ 「営業許可」を要する業種は、保健所の食品衛生監視票の点数が80点以上であ

ること。

- ④ 給食用物資の保管・運搬について衛生上必要な設備があること。
(指示した温度状態(冷凍、チルド、冷蔵等)を保持できる装置等を有する車両を所有している、もしくは、温度を保持できる器材を積載・使用することができること。)
- ⑤ 製造加工業者については、材料倉庫、製品倉庫、冷凍設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- ⑥ 市から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出できること。

5) 供給基準

- ① 仕入れ・製造・加工及び運搬に十分な能力を有し、衛生的な容器(段ボール箱、コンテナ等)で、給食用物資を容易に指示された期日、時刻に指定の場所に納入できること。
- ② 不測の事態が生じた場合においても、誠実かつ迅速に対応できること。

6) その他の基準

- ① 業務の履行にあたって、法令に定める許可、免許又は登録を受けていること。
- ② 特に安全性を求められる学校給食を理解し、異物混入対策や品質不良品対策を徹底し、食品事故ゼロを目指し、協力的であること。
- ③ 市の立ち入り検査等に、速やかに応じることができること。

(2) 登録できない者

次のいずれかに該当する者。

- ① 登録基準を満たしていない者。
- ② 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者。
- ③ 川西市暴力団排除に関する条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者、並びにこれらの者のいずれかが役員となっている法人その他の団体。

(3) 登録の流れ

- ① 申請関係書類を、市ホームページからダウンロードするか、給食課窓口で取得し、申請項目及び必要書類等を確認してください。
- ② 納入区分は「自校調理方式校のみ」「自校調理方式校と共同調理場の両方」のいずれかを選択してください。
- ③ 『令和6・7年度川西市学校給食用物資納入業者登録申請書【様式1】』に必要事項を記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して、給食課へ持参又は郵送により提出してください。
- ④ 市が提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、電話等で確認をお願いすることがあります。また、軽微な誤字・脱字等は連絡せずに修正しますので、ご了承ください。

⑤ 審査の結果については、市ホームページで公表するとともに、各業者へ通知します。名簿は給食課窓口でも確認できます。

※申請の手続きについては、誤りや記入漏れ等がないよう注意してください。申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消することがあります。

<申請書類>

ア 川西市学校給食用物資納入業者登録申請書 …【様式1】

イ 「営業許可」「営業届出」を要する業種は、その許可証又は届出控の写し

ウ 「営業許可」を要する業種のみ、食品衛生監視票の写し … 所管の保健所が申請時から3か月以内に発行したもの

エ 営業所、工場、倉庫の施設設備の平面図 … 簡単明瞭なもの

オ 他市町での学校給食用物資納入実績証明書（該当業者のみ3件まで）…【様式2】

(4) 登録者の取扱い

登録を認められた者（以下、「登録者」という）は、「令和6・7年度川西市学校給食用物資納入業者名簿」に登載します。登録者は、市が発注する学校給食用物資契約に係る業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。名簿の有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（随時申請の場合は名簿登載日から令和8年3月31日まで）。また、契約に係るサンプル・見積品等の提出に要する費用は、登録者の負担となります。

なお、一旦登録された場合でも、登録者に学校給食納入業者としてふさわしくない行為があった場合には、納入取扱いの停止や登録抹消などの措置を講じることがあります。

(5) 申請期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月22日（金）の午後5時必着
（給食課持参は土日祝を除く午前9時から午後5時まで）

●問い合わせ●

(R5.10.1 発行/第1版)

川西市教育委員会事務局 教育推進部 給食課 TEL:072-740-1243